



睡眠時無呼吸症候群（SAS 簡易検査）は「業務指示」ではないことが明らかになる！

業務指示か否かで労働時間の対象を判断するとした経営側の姿勢を崩せず

12月25日「睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査に関する申し入れ」の団体交渉を開催

【経営側の回答】

現行で妥当であり労働時間としない。

- SASの簡易検査は3年に1回を基本に受診を強く懲戒しているが、業務指示ではない。
- 受診を拒否しても業務指示違反とはならない。
- 簡易検査中は睡眠している時間である。会社の指揮命令下にないため労働時間としない。
- 社員が簡易検査を拒否しても法的な鉄道従事員における乗務業務の要件にはあたらない。
- 労務提供する社員にも健康管理を行う義務が生じている。

【東日本ユニオンの主張点】

- 簡易検査は問診の入力や4時間以上の睡眠記録、飲酒制限が求められており、社員は会社の指示で拘束されている状態にある。
- 現場実態として管理者も社員も「業務指示」の認識である。
- 安全をトッププライオリティとしている中、SASの簡易検査が業務指示ではないことがむしろおかしい。
- 社員の協力だけで安全を確保する経営姿勢を改め「業務指示・労働時間」のもと、簡易検査を実施することが重要である。